

# 町政をただす



おお たか つね ぞう  
**大高 恒藏** 議員

## 問 町長の公約について

答

高収益・省力化の農業、育てる漁業の推進、森林資源の有効活用、十二湖を頂点に観光を広くPR、健康寿命延伸は検診の受診勧奨及び介護・認知症予防が重要

問 大高議員

これからの4年間にどのような新規事業をどのように成し遂げていくのか、ビジョンを伺う。特に次の3つの事業で新規事業があったら具体的な考えも伺いたい。

- イ、農林水産業
- ロ、観光事業
- ハ、健康寿命延伸に係る事業

答 町長

当町の基幹産業である農林水産業のうち、農業については、当町の環境に合致した高付加価値のある作物栽培に取り組みとともに、高収益・省力化の農業に取り組みなければいけないと考えている。水産業については、サーモン養殖事業の推進とともに、岩盤清掃事業やアカモク藻場造成試験など育てる漁業の推進につなげたい。

林業については、災害に強い山づくりに取り組みとともに、森林資源を有効に活用するため、積極的に里山の整備に関わる機運を醸成する活動に力を入れ、林業の振興を図りたい。



▲深浦サーモンを水揚げしている様子



▲活け締め作業の様子

観光事業については、白神山と十二湖を中心に、その魅力を地域全体に波及する施策を展開したい。自然を壊す再開発ではなく、今の自然景観を十分に守りつつ取り組んでいく。更に、当町の優れた「自然景観」や「地域食材」を内外に広くPRすることによって誘客促進を図っていく。

健康寿命の延伸に係る事業については、「健康のまちづくり宣言」の一つである「年に一度の検診受診」の宣言であり、今後も受診勧奨を行い、異常の早期発見・早期治療により「早世減少」が達成できるよう重点的に取り組んでいく。

また、健康寿命延伸には介護予防と認知症予防が重要なことから、身近な場所が高齢者が定期的に集まり、心身の機能を低下させないために生きがい活動推進事業を継続していく。



※早世=早く世を去ること。早死に。若死に。

# 町政をただす

## COVID-19 （新型コロナウイルス 感染症）の今後の 取組について

問 大高議員

県内の市町村が対応している事業で、我が町が、まだ実行していない補助や助成事業を洗い出し、関係事業者や各家庭の事情を吸い上げる体制を構築し、次の事について補助や助成の再検討をすべきと思う。

- ①PCR検査の補助
- ②出産祝金を母、子に10万円ずつ交付
- ③新婚補助金
- ④米の種子購入代補助等
- ⑤全町民無料でインフルエンザ予防接種

以上について、町長の考えを伺う。

答 《町長》

①新型コロナウイルス感染症を診断する検査には、PCR検査と抗原検査がある。また、医師により新型コロナウイルス感染症が疑われ検査が必要と判断された場合、費用の自己負担分は公費となるため実質無料となる。現在、優先すべきは、感染が疑われる方が確実に検査を受けられることですので、自己希望による検査の無料化は考えてない。

②特別定額給付金を受給できない令和2年4月28日以降に生まれた子供に対し、対象児1人につき10万円を新生児臨時特別給付金として給付することを7月の第107回臨時議会において可決していただいた。給付申請期限は令和3年4月30日までとして現在、事業を実施している。

③「新婚補助金」については、国の補助事業である「新生活支援事業」と思われる。現在、実施主体である市町村の実施は、全国で15パーセントにとどまっております。町としては、今後の他市町村の動向や事業効果を見極め検討したい。

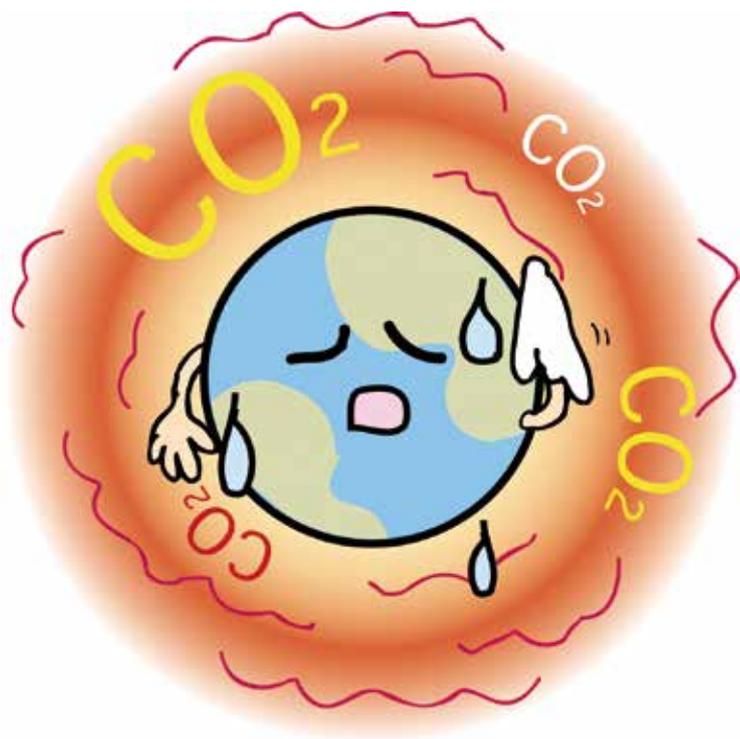
④米の種子購入代補助等については、町内の農家では、それぞれ保険制度への加入が進んでいることから、大きな損害が確認されない現段階においては、町独自の稲作農家へのコロナ支援策を、早急に検討する状況にはないものと考えている。

⑤インフルエンザワクチンは、

接種を受ける方が急激に増加すると安定供給が困難になることがあり、ワクチンの供給に限りがある中で、優先すべき接種対象の高齢者にワクチンが行き渡るようにしたいと考え、町としては、現行どおり高齢者等と子供を助成対象として一部自己負担で実施したい。



# 町政をただす



## 地球温暖化対策の取組について

問 大高議員

①気候非常事態宣言を表明する考えはないのか。  
 ②自然災害に対処する生活と心構えを植え付ける事業を推進すべきと思うが、町の考えを伺う。  
 ③再生可能エネルギーの活用を周知すべきと思うが、町の考えを伺う。

答 町長

①「地球温暖化による気候非常事態宣言」については、宣言した自治体は約50団体にどまっております。当町においての宣言は今のところ考えてない。  
 ②深浦町には全ての行政区に自主防災組織があり、住民一人一人が「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は自ら守る」という考え方で、自主的に防災活動を行う組織となっている。町で

は、平成27年に「自分のいる場所がどの程度の浸水があるのか」を認識してもらったため、「ハザードマップを各家庭へ配布し、福祉施設、各事業所等にも備え付けています。自然災害に対処する生活と心構えを植え付けるため、今後とも、各自主防災組織や消防団等関係機関と連携しながら、町の避難訓練等を充実していきたい。

③本年7月には、洋上風力発電事業の促進に向け有望区域として、青森県沖日本海（南側）が有望区域に選定された。今回の有望区域には、深浦町の海域は含まれていないが、「浮体式洋上風力発電」の事業計画を検討している事業者があることから、事業者により環境アセスメントの縦覧やホームページによる周知、実施事業の説明会が開催されることとなっている。今後、事業者による具体的な事業計画がある場合には、当該事業に対する町民の理解や認識が重要と考えるので、広報紙や町ホームページでの周知に加え、町民や漁業関係者を対象とした説明会や講演会等を開催し、再生可能エネルギーの活用・導入推進に向けて理解を深めていきたい。



# 町政をたず

## 木造高校深浦校舎の 来年度募集停止に ついて

問 大高議員

令和2年10月21日の県教育委員会との会議において募集停止が決定したと新聞に掲載されたが、来年度受験する生徒に対してどのような補助や助成を考えているのか、また、その基準をどう設定するのか。

答 町長

木造高校深浦校舎の募集停止が決定したことについては、大変残念に思っている。来年度からは、来年度受験する生徒に対してだけではなく、町内の中学校を卒業後、高校に在学している全高校生を対象に、交通費の支援等について、他市町村の例を参考に、公共交通機関の定期券代の一部を助成する方向で考えている。

## 成年後見制度の現状と 取組について

問 大高議員

①成年後見人の現状について伺う。  
②町長が家庭裁判所に申し立てる「町長申立て」による後見人の現状と今後の取組について伺う。

答 町長

①成年後見制度の利用が促進されるよう、制度利用のための申立てを行う親族が身近にいない場合に、町長が代わりに家庭裁判所に申立てを行う町長申立てや、経済的な理由により本人が後見人に対して後見業務の報酬を支払うことができない場合の成年後見制度利用支援助成事業を実施している。

②成年後見制度を利用している方は17人、その内、町長申立てを行った方は約半数の9人で、毎年1人から2人の町長申立てがあるが、今年度は9月末現在で既に3人の町長申立てを行っている。昨年4月から、当町と



▲県立木造高校深浦校舎



鯉ヶ沢町、更に両町の社会福祉協議会の2町2社会福祉協議会が共同により「権利擁護センターあじがさわ」を運営、成年後見制度等についての周知啓発のほか、成年後見制度等に関する相談について、支援方法等の協議を行っている。今後もし必要ならに必要なら必要な支援が届けられ、地域住民が安心して暮らし続けることのできる「地域共生社会」の構築に向けた取り組みを推進していく。

# 町政をたず

## 子供の食物アレルギー対策について

問 大高議員

①保育園や小学校に進む子供たちのアレルギー対策について伺う。

②血液検査や食物経口負荷試験など町でアレルギー検査を行っているのか。

答 町長

①各保育園では、アレルギー対応マニュアルを作成しており、入園前に保護者から詳しく聞き取りを行い、アレルギー対応が必要な子供が入園する際は、個別の給食を提供する対応をとっている。また、小学校就学前の子供についても、保護者からその児童のアレルギーの有無を調査し、「有り」となった場合は、医療機関を受診の上、日本学校保健会が作成した「学校生活管理指導表」に、精密なアレルギー検査の検査結果を記入していただいている。

## 株式会社ふかうら開発について

問 大高議員

①町から委託された部門は、今後、今までもおり続けると思うが、新しい委託事業を考えているのか。

②しらかみ十二湖株式会社や深浦町食産業振興公社との合併はあり得るのか。

答 町長

①株式会社ふかうら開発が運営する新しい事業は、年明けから実証運行する予定の岩崎方面の「ミニニティバスと本町の「ゆとり」から診療所までのミニ幹線については、次年度以降、年間をとおして運行を委託する予定としている。

②食物アレルギーの検査について、特定の方が診断を受けて実施するものであり、検査方法や検査項目など多種多様なことから、受診勧奨や検査費用の助成等は行っていない。



②株式会社ふかうら開発としらかみ十二湖株式会社の合併や一般財団法人深浦町食産業振興公社を含めた統合再編につきましては検討を重ねてきた。平成25年に「ふかうら開発」と「しらかみ十二湖」の統合について検討した際は、合併によるデメリットを超える強力なメリットがなければならぬという認識の下、検討したが、大きなメリットがあるとは考えられないという結論に至ったり、両社の統合は見送られた。平成30年度には「ふかうら開発」と「しらかみ十二湖」に「食産業振興公社」を加えた統合再編を検討したが、資金繰りの問題や長期未払金に関する問題、合併による業績向上が見込まれないことなどから、三セク等の統合再編の検討は、一旦立ち止まる必要があるとの結論に至った。第三セクターの再編については、各々の会社において各課題を解決した後、に検討すべきと考えている。